

著作権	判決年月日	令和4年11月29日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和4年(ネ)第10033号		
○ 控訴人が運営する「ツイッター」において、被控訴人の著作物である各写真を、氏名不詳者が無断で用いて投稿したことにより、著作権（公衆送信権）が侵害されたと主張して、控訴人に対し、発信者情報の開示を求め、その一部が認められた事例				

（事件類型）発信者情報開示 （結論）原判決一部変更

（関連条文）著作権法23条1項、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（令和3年法律第27号による改正前のもの）、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成14年総務省令第57号。令和4年総務省令第39号による廃止前のもの）

（原判決）東京地方裁判所令和3年(ワ)第5668号

判 決 要 旨

1 本件は、写真1ないし5（本件各写真）の著作者である被控訴人が、ツイッター（インターネットを利用してツイートと呼ばれるメッセージ等を投稿することができる情報ネットワーク）のウェブサイトにおいて、アカウント1ないし5（本件各アカウント）を利用してされた投稿1ないし5（本件各投稿）により、被控訴人の本件各写真に係る著作権（公衆送信権）が侵害されたと主張して、ツイッターを運営する控訴人に対し、令和3年法律第27号による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）4条1項に基づき、本件ログイン時IPアドレス等（①本件各アカウントにログインした際のIPアドレスのうち、控訴人が保有するものすべて、②①の各IPアドレスが割り当てられた電気通信設備から控訴人の用いる特定電気通信設備に情報が送信された年月日及び時刻）の発信者情報の開示を求める事案である。

原審は、被控訴人の請求を全部認容したため、控訴人は、これを不服として本件控訴を提起した。

2 本判決は、主要な争点である本件ログイン時IPアドレス等の「権利の侵害に係る発信者情報」（法4条1項）該当性について要旨次のとおり判断して、原判決を一部変更した。

(1) 法4条1項は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、「当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。）」の開示を請求することができる」と規定し、令和4年総務省令第39号による廃止前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信

者情報を定める省令（平成14年総務省令第57号。以下「省令」という。）は、法4条1項に規定する「侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるもの」は、次のとおりとすると規定し、1号から8号までを列挙している。このうち、省令5号は、「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス」を、省令8号は、「第5号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備、…携帯電話端末等から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻」と規定するものである。

そして、法4条の趣旨は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害を受けた者が、情報の発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密に配慮した厳格な要件の下で、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対して発信者情報の開示を請求することができるものとするにより、加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図ることにあると解されること（最高裁平成21年（受）第1049号同22年4月8日第一小法廷判決・民集64巻3号676頁参照）に鑑みると、法4条1項の委任を受けた省令1号ないし8号の規定は、開示の対象となる「侵害情報の発信者の特定に資する情報」を限定的に列挙したものと解される。

- (2) 本件ログイン時IPアドレス等が省令5号及び8号に該当するかどうかについて検討すると、①省令5号及び8号の意義につき、省令5号の「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス」は、「侵害情報の発信者の特定に資する情報」を類型化したものであること、②前記の法4条の趣旨に照らすと、被害者の権利行使の観点から、開示される情報の幅は広くすることが望ましいが、一方で、発信者情報は個人のプライバシーに深く関わる情報であって、通信の秘密として保護されるものであることに鑑みると、被害者の権利行使にとって有益であるが不可欠ではない情報や開示することが相当とはいえない情報まで開示することは許容すべきではないと考えられ、このことは、侵害情報の発信者によって行われた通信に係る情報であっても同様であること、③省令5号の「侵害情報に係る」との文言を総合考慮すると、同号の「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス」とは、侵害情報の送信に使用されたIPアドレス又は侵害情報の送信に関連する送信に使用されたIPアドレスであって、侵害情報の発信者を特定するために必要かつ合理的な範囲のものをいうと解するのが相当である。

次に、省令8号の「第5号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備、…携帯電話端末等から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻」との文言に鑑みると、省令8号の「侵害情報が送信された年月日及び時刻」とは、「省令5号」の「アイ・ピー・アドレス」を使用して侵害情報の送信又はその送信に関連する送信がされた年月日及び時刻をいうものと解するのが相当である。

- (3) 認定事実によれば、控訴人が本件各投稿のIPアドレス及びタイムスタンプの情報

を保有していないことからすれば、本件各投稿の直前のログイン時のＩＰアドレスは、侵害情報の送信に関連する送信に使用されたＩＰアドレスであって、侵害情報の発信者を特定するために必要かつ合理的な範囲のものと認められること、他方、その他の開示を求める情報の範囲は、本件各投稿から当審の口頭弁論終結時までの期間のものを含むほか、本件各投稿の時点よりも前のものを全て含み得るものであり、かかる範囲のログイン時のＩＰアドレス及びタイムスタンプ全てについて、侵害情報の送信に関連する送信に使用されたＩＰアドレスであって、侵害情報の発信者を特定するために必要かつ合理的な範囲のものであることを認めるに足りる証拠はないことから、被控訴人が本件各アカウントについて開示を求める情報のうち、本件各投稿直前のログイン時のＩＰアドレス及びそのＩＰアドレスを使用して情報の送信がされた年月日及び時刻の情報は、省令５号及び８号に該当するが、その余の情報は、省令５号及び８号に該当しないものと認められる。